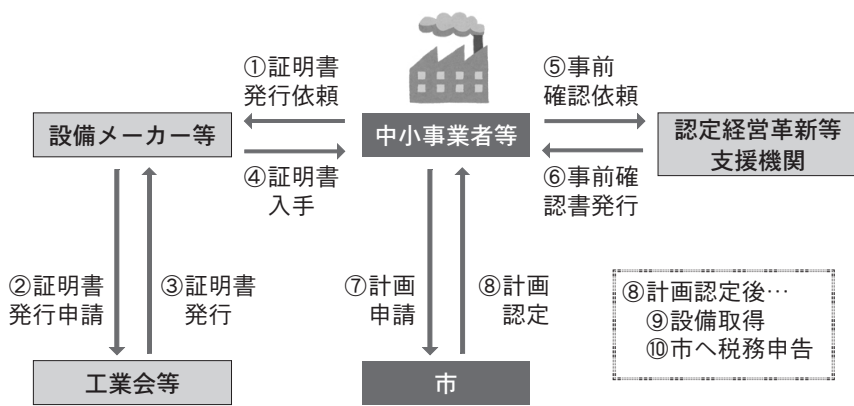


市から認定を受けること

固定資産税の軽減などの支援措置が受けられます

市では、市内中小企業者の設備投資を支援するため、平成30年6月6日に施行された生産性向上特別措置法に基づき、北海道経済産業局へ導入促進基本計画の協議を行い、同日付けで同意を得たので、先端設備等導入計画の申請受け付けを開始しています。(同意日から3年間)



中小企業者は、認定経営革新等支援機関の確認書を添えて、先端設備等導入計画を市に申請し、市から認定を受けると、固定資産税の軽減などの支援措置が受けられます。

【対象事業】

年率3%以上の労働生産性向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

【対象者】

中小企業等経営強化法上の中小企業者。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人(大企業の子会社を除く)や従業員1,000人以下の個人事業主などに限ります。

【支援措置】

対象期間内に、市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、一定の設備投資をした場合には、当該設備の固定資産税(償却資産)が3年間からなくなります。また、国の補助金(ものづくり・サービス補助金、小規模事業者持続化補助金など)の優先採択が受けられます。

【お問い合わせ】

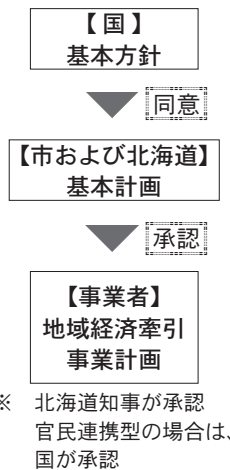
- ・認定申請について 商工観光係 ④2121
- ・固定資産税軽減について 資産税係 ④2121

北海道から承認を受けること

税制優遇などの支援が受けられます

市では、「地域の特性と強み」を生かした産業集積や活性化を図ることを目的に、地域未来投資促進法(平成29年7月施行)に基づき、市と北海道で策定した基本計画について、国から平成29年12月2日付けで同意を得たので、地域経済牽引事業計画の申請受け付けを開始しています。(2022年度末まで)

事業者は、市が作成した基本計画に基づき、承認要件を満たす地域経済牽引事業計画を策定し、北海道から承認を受けると、税制優遇をはじめとした国などの支援を受けることができます。



【対象事業】

- 1 1~3に掲げる地域経済牽引事業の承認要件を満たす事業
- 1 地域の特性を活用すること(1~3のいずれか)
- 1 市の菓子製造業などの食関連産業の集積を活用した食料品製造関連分野

税制優遇などの支援が受けられます

- 2 市の菓子製造業などの食関連産業の集積を活用した飲食料品小売分野
- 3 市の「化学工業」「窯業・土石製品製造業」などの集積を活用したものづくり関連分野
- 2 高い付加価値を創出すること

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円超

3 いずれかの経済効果が見込まれること

- 1 売り上げが3%以上増加
- 2 雇用者数が3.5%以上または5人以上増加

【支援措置】

同意された基本計画に沿った形で、事業者が地域経済牽引事業計画を策定し、北海道知事の承認を受けると、不動産取得税や固定資産税の課税免除、財政や金融面の支援措置など、さまざまな支援が受けられ、さらに先進的な事業で一定額以上の設備投資を行う場合は、法人税などの軽減や特別償却などの支援が受けられます。

【お問い合わせ】 企業労政係 ④2121